

## 布川事件無罪判決を受けての会長声明

本年5月24日、いわゆる「布川事件」について水戸地方裁判所土浦支部は同事件のえん罪被害者である桜井昌司さん、杉山卓男さんのお二人に対し、再審無罪判決を言い渡した。桜井さん、杉山さんは、それぞれ、29年間という想像を絶する長期間、無実にも拘わらず自由を奪われることとなった。足利事件の菅家利和さんに続いて、無実の罪で長く自由を奪われたえん罪被害者の存在が全国に知らしめられることとなった。

菅家さんも桜井さんも、そして、杉山さんも、いずれも密室での取調べにおいて、虚偽自白を強要され、虚偽自白が根拠になり、有罪とされてしまったものである。検察庁は、布川事件再審無罪判決を受け、強引で不当な捜査によって桜井さんと杉山さんの自由を奪ったことについて率直に桜井さんと杉山さんに謝罪し、そして、控訴権を放棄して無罪判決を確定させるべきである。

この布川事件においても、桜井さん、杉山さんの取調べは一部録音が行われていたものであるが、かえって、その一部録音が根拠となり、虚偽自白の任意性・信用性が肯定されてしまう結果になってしまった。布川事件において一部録音が虚偽自白を正当化してしまう原因となったという事実は、一部録音・録画がえん罪防止に全く非力であり、かえって危険で有害なものであることを証明してあまりあるものである。

足利事件再審無罪判決から今回の布川事件再審無罪判決までの間、大阪地検特捜部が捜査し、起訴した厚生労働省元局長の郵便法違反事件について無罪判決が言い渡され、この事件の中で、検察官の誘導による供述の強要、ねつ造が多々行われたことが明らかとなった。同事件の捜査に関しては、検察官によるフロッピーディスクの改ざんまで行われたことが発覚し、捜査機関の捜査手法に対する国民の疑念と不信感はかつてないほど高まっている。そのような情勢の中、この度の布川事件再審無罪判決が言い渡されたのであり、検察・警察は、従来の捜査のあり方が、正義を歪め、えん罪事件を生みだしてきたことを率直に認め、密室での取調べこそが虚偽自白、えん罪発生の最大の温床であることを正しく認識したうえ、取調べの可視化に踏み切らなくてはならない。

最高検察庁は、検察の在り方検討会議提言「検察の再生に向けて」、法務大臣指示「検察の再生に向けての取組」を受けて、本年4月26日、「録音・録画の試行に関する運用要領」を作成し、特別捜査部が扱う事件や知的障害があつてコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の身体拘束中の被疑者取調べにおいて、取調べの録音・録画の試行を行うことを公表し、さらに、同年5月17日には、特別刑事部の扱う事件の身体拘束被疑者取調べにおいても、取調べの録音・録画を試行すると発表した。当該要領では、「取調べの全過程を含め」での試行について言及されている点こそあるものの、結局、「録音・録画の試行」は録音・録画の対象事件、録音・録画の範囲が検察官の裁量にかかっている点で従前の一部録音・録画と差異はなく、何ら一部録音・録画の弊害と危険性を克服するものではない。最高検察庁は、布川事件の杉山さんの取調べの一部録音が虚偽自白を正当化する根拠となり、杉山さんの29年の人生を奪うことになったという重大な事実を重く受け止め、取調べの全過程の録画、つまり取調べの可視化に踏み切るべきである。

そして、取調べの全過程の録画は、特別捜査部・特別刑事部の検察官の取調べのみならず、これ以外の検察官の取調べにおいても、そして、警察の取調べにおいても徹底して行われるべきである。

当会は、本年3月23日、杉山さんをお迎えし、可視化市民集会を開催した。当会は、杉山さんのようなえん罪被害者の方の経験を市民の皆さまにお伝えし、密室での取調べの危険性を広く周知し、取調べの可視化の必要性を訴えるとともに、県内の市議会、町議会に取調べの可視化を求める意見書の採択を求め、さらには、弁護士個々の可視化実践弁護を通じての取調べの可視化の実現を図る努力を続けて行く所存である。

2011年(平成23年)5月24日

兵庫県弁護士会

会長 笹野 哲 郎